

社会福祉法人めやす箱 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めやす箱（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等の報酬について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支払い方法)

第3条 報酬については当該会議等に出席した翌月10日に、指定された口座へ振込むこととする。報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

(法人職員との兼務)

第4条 法人職員を兼務する役員は、法人職員としての業務を除く職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員および評議員の報酬)

第5条 役員および評議員における、次の（ア）から（エ）の報酬は別表1により支払うことができる。

（ア） 監事が理事会及び評議委員会に出席したとき。

（イ） 評議員が評議員会に出席したとき。

（ウ） 監事が、指導監査、評議員選任・解任委員会等に出席したとき。

（エ） 監事が、法人及び施設・事業所への運営状況の指導若しくは会計監査の業務に出席したとき。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1による報酬を支払うことができる。

但し、法人職員が兼務する場合は、本規定は適用しない。

(理事長の業務報酬)

第7条 理事長には別表2により月額報酬を支給する。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第9条 本規定の改正は、理事会および評議員の議決を経て行わなければならない。

別表1 (報酬)

名 称	報 酬 (日額)
評議員出席	10,000円
評議員選任・解任委員出席	10,000円
監事出席	10,000円

別表2 (理事長報酬)

名 称	報 酬 (月額)
理事長業務報酬	18,000円

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

本規程は、令和5年6月17日施行し、令和5年6月1日から適用する。